愛知県宿泊事業者高付加価値化促進事業費補助金交付要綱

（通則）

第１条　愛知県宿泊事業者高付加価値化促進事業費補助金（以下「補助金」という。）は、宿泊施設の生産性向上を図るため、高付加価値化改修を実施する宿泊施設を所有、管理又は運営する者（以下「補助事業者」という。）に対し、事業の実施に要する経費の一部を交付するものとし、その交付に関しては、愛知県補助金等交付規則（昭和55年愛知県規則第８号）の定めによるほか、この要綱に定めるところによる。

（定義）

第２条　この要綱において「宿泊施設」とは、愛知県内において、旅館業法（昭和23年法律第138号）第３条第１項の許可を受けて、同法第２条第２項若しくは第３項の営業を行っている施設又は住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第３条第１項の届出をし、同法第２条第３項の営業を行っている施設をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有、管理又は運営する施設、並びに風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第２条第６項に掲げる「店舗型性風俗特殊営業」を行っている施設及びこれに類するものは含まない。

２　この要綱において「高付加価値化改修」とは、改修の前後で比較して宿泊施設の生産性が向上する改修をいい、「生産性向上」とは、次の各号に掲げる要件を満たすことをいう。

⑴　付加価値額の向上

　　　付加価値額又は従業員一人当たりの付加価値額のいずれかについて、事業計画書提出時の直近決算の実績値から３年後の経営計画の計画値において、その伸び率が３％以上となっていること。ただし、３年後の経営計画の計画値において、付加価値額又は一人当たりの付加価値額の値が正となることを必要とする。なお、「付加価値額」とは、営業利益、人件費及び減価償却費の合計をいう。

⑵　給与支給総額の向上

　　　給与支給総額について、事業計画書提出時の直近決算の実績値から３年後の経営計画の計画値において、その伸び率が２％以上となっていること。なお、給与支給総額の算出については、役員及び従業員に支払う給料、賃金及び賞与のほか、給与所得とされる手当（残業手当、休日出勤手当、家族（扶養）手当、住宅手当等）を含み、給与所得とされない手当（退職手当等）及び福利厚生費は含まないものとする。

３　この要綱において「金融機関」とは、金融庁において預金取扱等金融機関とされているものをいう。

４　この要綱において「中小企業者」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第２条に定める中小企業者（中小企業関連立法において政令により定められた者を含む。）であって、大企業（中小企業者以外の者で事業を営む者をいう。ただし、中小企業投資育成株式会社及び投資事業有限責任組合を除く。）が実質的に経営に参画していない者をいう。

５　この要綱において「大企業が実質的に経営に参画」とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

⑴　大企業が単独で発行済株式総数又は出資総額の２分の１以上を所有又は出資している場合

⑵　大企業が複数で発行済株式総数又は出資総額の３分の２以上を所有又は出資している場合

⑶　役員総数の２分の１以上を大企業の役員又は職員が兼務している場合

⑷　その他大企業が実質的に経営に参画していると考えられる場合

（補助金の交付の対象）

第３条　補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、宿泊施設の高付加価値化改修を行う事業とする。ただし、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、交付の対象としない。

⑴　愛知県暴力団排除条例（平成22年10月15日愛知県条例第34号。以下「暴排条例」という。）に規定する暴力団又は暴力団と密接な関係を有する者である場合

⑵　法人その他の団体の代表者、役員、使用人、その他の従業員若しくは構成員、又は個人で申請する場合はその個人に暴力団員等（暴力団並びに暴排条例第２条第３号に規定する暴力団員及び同条第４号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）に該当する者がある場合

⑶　国税、都道府県民税又は社会保険料の滞納がある場合。ただし、猶予されているものを除く。

（補助金の交付対象経費及び補助額）

第４条　補助事業を実施するために必要な経費のうち、補助金の交付の対象として別表に定める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

２　補助額は、補助対象経費に補助率を乗じて得た額と補助上限額を比較して、いずれか少ない方の額とする。ただし、補助対象経費に補助率を乗じて得た額が補助下限額に満たない場合は、補助金の交付の対象としない。

３　前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

（補助金の交付の対象外経費）

第５条　前条の規定にかかわらず、次に掲げる経費は、補助対象経費としない

⑴　消費税及び地方消費税相当額

⑵　故障又は老朽化等に対応するための修理修繕や代替更新のみに必要となる経費

⑶　可搬性のある設備の購入や設置に必要となる経費

⑷　法令又は条例等において義務化されている設備の導入に必要となる経費

⑸　補助事業者の経常的な事業に必要となる経費

⑹　同一事業の経費において、国又は地方公共団体より別途補助金が支給されている場合

⑺　用地取得に必要となる経費

⑻　振込手数料

（補助金の交付の申請）

第６条　補助事業者は補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式第１）、申立書（様式第２）、金融機関による確認書（様式第３）及び別に定める必要書類を添えて、知事に対し、別に指示する期日までに提出しなければならない。

（補助金の交付の決定）

第７条　知事は、前条の規定による申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付決定を行い、補助金交付決定通知書（様式第４）により通知するものとする。また、不交付を決定したときは、補助金不交付決定通知書（様式第５）により通知するものとする。

２　知事は、前項の通知に際して必要な条件を付することができる。

（申請の取下げ）

第８条　補助事業者は、交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があることにより、補助金交付の申請を取下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から10日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

（事業内容の変更承認）

第９条　補助事業者は、補助事業の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ補助金変更承認申請書（様式第６）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、交付決定額に変更をきたさない場合における、次に掲げる軽微な変更については、この限りでない。

⑴　補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合

⑵　補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

２　知事は、前項の承認をする場合は、補助金変更承認通知書（様式第７）により通知するものとする。なお、交付決定額の変更を伴うときは、補助金変更交付決定通知書（様式第８）により通知するものとする。

３　知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

（補助事業の中止又は廃止）

第10条　補助事業者は、補助事業の全部若しくは一部を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ補助金中止（廃止）承認申請書（様式第９）を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

２　知事は、前項の承認をする場合は、補助金中止（廃止）承認通知書（様式第10）により通知するものとする。

３　知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

（契約等）

第11条　補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、二者以上から見積書を徴取しなければならない。ただし、補助事業の実施に当たり、二者以上から見積書を徴取することが困難又は不適当である場合は、業者選定理由書（様式第11）を知事に提出し、知事が認めた場合に限り、一者の見積書によることができる。

２　補助事業者は、前項の契約（契約金額100万円未満のものを除く。）に当たり、国又は地方公共団体から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としてはならない。ただし、補助事業の運営上、当該事業者でなければ補助事業の遂行が困難又は不適当である場合は、知事の承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができる。

３　知事は、補助事業者が前項本文の規定に違反して、国又は地方公共団体からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としたことを知った場合は必要な措置を求めることができるものとし、補助事業者は知事から求めがあった場合はその求めに応じなければならない。

４　前３項までの規定は、補助事業の一部を第三者に請負わせ、又は委託し、若しくは共同して実施する体制が何重であっても同様に取り扱うものとする。

（債権譲渡の禁止）

第12条　補助事業者は、第７条第１項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を知事の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

（事故等による報告）

第13条　補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに補助金事故等報告書（様式第12）を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

（状況報告等）

第14条　知事は、補助事業者に対し、補助事業に関し必要な指示をし、報告を求め、又は検査することができる。また、補助事業者は、補助事業の遂行状況について、知事の要求があったときは速やかに補助金状況報告書（様式第13）を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第15条　補助事業者は補助事業の実績について、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は令和６年１月19日のいずれか早い日 （ただし、第10条の規定により補助事業の廃止の承認を受けたときは、当該承認を受けた日から30日以内）までに実績報告書（様式第14）を知事に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第16条　知事は、前条の報告を受けた場合においては、報告書等の関係書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第９条第２項に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金の額の確定通知書（様式第15）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の支払）

第17条　補助金は、前条に定める額の確定後に交付する。

２　補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書（様式第16）を知事に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第18条　知事は、第10条第２項の補助事業の全部若しくは一部の中止又は廃止の承認をする場合及び次の各号のいずれかに該当する場合には、第７条第１項又は第９条第２項の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。また、取消の内容、補助事業者名、関係者名等の公表を行うことができる。

⑴　補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合

⑵　補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

⑶　補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

⑷　交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

⑸　補助事業者が、第３条各号のいずれかに該当することが判明した場合

２　知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

３　知事は、前項の返還を命ずる場合には、第１項第４号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

４　第２項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（財産の管理等）

第19条　補助事業者は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

２　補助事業者は、取得財産等について、取得財産等管理台帳（様式第17）を備えるものとし、次条で処分を承認された財産を除き、次条第２項に定める期間が終了するまで管理しなければならない。

３　補助事業者は、取得財産等があるときは、第15条に定める実績報告書（様式第14）に取得財産等管理台帳（様式第17）を添付しなければならない。

４　知事は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部若しくは一部を県に納付させることがある。

（財産の処分の制限）

第20条　取得財産等のうち、処分（補助金の交付の目的と異なる使用、譲渡、交換、貸付、担保に供する処分、廃棄等をいう。）を制限する財産（以下「処分制限財産」という。）は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上のものとする。

２　処分制限財産の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める資産の区分に応じた耐用年数に相当する期間とする。

３　補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分制限財産を処分しようとするときは、あらかじめ補助金取得財産等の処分承認申請書（様式第18）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

４　前条第４項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

（情報管理及び秘密保持）

第21条　補助事業者は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。なお、情報のうち第三者の秘密情報（事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。）については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。

２　本条の規定は補助事業の完了後（廃止の承認を受けた場合を含む。）も有効とする。

（書類の整備）

第22条　補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

２　前項に規定する帳簿及び証拠書類（以下「証拠書類等」という。）は、当該補助事業の完了の日の属する県の会計年度の翌年度から５年間保存しなければならない。

３　補助事業者が法人その他の団体である場合であって、前項に規定する証拠書類等の保存期間が満了しない間に当該団体が解散する場合は、その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合は知事）に当該書類を引き継がなければならない。

（細目）

第23条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は別に定める。

附　則

この要綱は、令和４年１１月３０日から施行する。

別表（第４条関係）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 補助金の名称 | 補助事業 | | 補助率 | 補助上限額  補助下限額 |
| 補助対象  経　　費 | 内　容 |
| 愛知県宿泊事業者高付加価値化促進事業費補助金 | 宿泊施設の高付加価値化改修に要する経費 | 改修工事費  現場経費  設計費  監理費  一般管理費 | 大企業：  ２分の１以内  中小企業者：３分の２以内 | 補助上限額：  １億円  補助下限額：  1,000万円 |

補足事項

１　補助対象経費は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものに限る。

⑴　使用目的が補助事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費

⑵　補助金の交付の決定以降に行った契約又は発注に基づき発生した経費

⑶　契約書等の証拠書類によって、契約金額及び支払金額が確認できる経費

２　新築及び増築に係る経費は原則として補助の対象としないが、改修に付随し、高付加価値化の効果を最大化するために必要となる増築に係る経費については、補助対象経費の４分の１までを上限として対象とする。